

応援します！！働く世代の健康づくり

健康すまいる事業手続きの流れ

【4月～5月】 登録の申請

(登録は1度のみ)

令和4年度以降に登録した事業所
は申請する必要はありません。

必須項目 4分野5項目

- ・受動喫煙対策
- ・健康診査受診 等

選択項目 9分野14項目中、4項目以上実施

- ・保健指導実施
- ・食や運動に関する健康教育又は取組
- ・メンタルヘルス対策 等

目標達成のための 健康づくりを実践



【市の健康づくり事業をぜひご活用ください】

- ・生活習慣病予防講座等の講師を派遣
- ・健康情報等のメール配信
- ・市の専門職が従業員の健康づくりについてアドバイス
- ・生命保険各社などの応援サービス

この他、越前市指名競争入札参加に申請した際、《建設工事》で格付けを行う業種において加点の対象となります。詳しくは財産管理課契約検査室（22-3234）までお問い合わせください。

実施状況の報告

報告書を提出して取組結果を報告

12月10日提出〆切

【目標を達成すれば健康すまいる取組達成 事業所に認定！！】

- ・健康すまいる取組達成事業所としてPR
- ・市HPで公表
- ・最優良者には市から表彰
- ・資金融資の利子補給（借入の時期によって、補給内容が異なります。詳しくは産業政策課（22-3047）までお問い合わせください。

【問合・申込先】

越前市役所健康増進課 TEL)24-2221 FAX)24-5885 MAIL) kenkou@city.echizen.lg.jp

* 本事業は、市と全国健康保険協会(協会けんぽ)福井支部が連携し実施しています。